

## 離島振興法改正のポイント

### 1. 目的規定の改正（第1条）

- ・ 離島の国家的国民的役割及び離島の置かれた現状と背景をより明確にするとともに、離島の振興の目的として、人の往来及び生活に必要な物資等の輸送に要する費用が他の地域に比較して多額である状況の改善、地域間の交流の促進、居住するもののない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに定住の促進について明記。

### 2. 基本理念及び国の責務規定の新設（第1条の2）

- ・ 離島の振興のための施策は、厳しい自然的社会的条件を改善し、地域間の交流の促進居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進が図られることを旨とする基本理念を明記。
- ・ 国は、基本理念にのっとり、離島の振興のため必要な施策を総合的かつ積極的に策定し、及び実施する責務を有する旨規定。

### 3. 主務大臣の追加（第3条、第4条及び第21条の3等）

- ・ 国土交通大臣、総務大臣、農林水産大臣に加え、厚生労働大臣、文部科学大臣、経済産業大臣、環境大臣を主務大臣に追加。

### 4. 離島振興基本方針及び離島振興計画への項目追加（第3条及び第4条）

- ・ 基本方針、振興計画に定める事項として、就業促進、介護サービスの確保、環境保全、再生可能エネルギーの利用、人材の確保・育成の項目を追加。
- ・ 基本方針、振興計画に定める事項の例示として、人の往来・物資の流通費用の低廉化、妊婦への支援、子どもの修学支援、地震・津波防災を追加。

### 5. 市町村要請による離島振興計画の策定、住民意見の反映（第4条）

- ・ 市町村が要請した場合、都道府県は離島振興計画を定める義務を規定。
- ・ 市町村が案を作成する際に離島住民の意見を反映させる措置を講ずる旨規定。

### 6. 財政上の措置等（第6条）

- ・ 国は、基本理念にのっとり、離島振興に必要な財政上の措置等を講ずる旨規定。
- ・ 国及び地方公共団体は離島振興計画に基づく離島の公共事業予算の明確化について配慮をするよう規定。

## 7. 離島活性化交付金等（第7条の2～第7条の4）

- ・都道府県は、離島活性化交付金等事業計画を策定できる旨規定。
- ・国は、離島活性化交付金等事業計画に基づく事業に対し、それぞれの事業ごとに交付金又は補助金の交付を行うことができる旨規定。
- ・国は、離島活性化交付金等事業計画の事業及びその他離島地域の活性化に資する事業（国の事業）をとりまとめ、毎年度公表する旨規定。

## 8. 医療の確保等（第10条）

- ・産科医療機関等のない離島に住む妊婦の健康診査の受診及び出産のために必要な通院・入院に対する支援について配慮する旨規定。
- ・医療法に基づく医療計画作成の際に離島振興対策実施地域（以下離島地域）に必要な医療が確保されるよう配慮する旨規定。なお、医療法の附則にも同趣旨の規定を追加。

## 9. 介護サービスの確保等（第10条の2）

- ・老人居宅生活支援事業に係る介護サービスの提供、介護サービスに従事する者の確保、介護施設の整備、提供される介護サービスの内容の充実等について配慮する旨規定。

## 10. 保健医療サービス等を受けるための住民負担の軽減（第11条の2）

- ・離島住民が保健医療サービス、介護サービス、高齢者福祉サービス及び保育サービスを受けるための住民負担の軽減について配慮する旨規定。

## 11. 交通の確保等（第12条）

- ・離島地域に係る海上、航空及び陸上の交通について、人の往来及び物資の流通に要する費用の低廉化に資するための施策の充実に配慮する旨規定。

## 12. 情報の流通の円滑化及び通信体系の充実（第13条）

- ・離島地域における情報通信技術の利用の機会の他の地域との格差の是正について配慮する旨規定。

## 13. 農林水産業その他の産業の振興（第14条）

- ・離島地域における水産業の重要性に鑑み、水産動植物の生育環境の保全及び改善について配慮する旨規定。
- ・離島地域の特性に即した産業の振興を図るため、生産性の向上、人材の育成及び確保、起業を志望する者に対する支援、先端的な技術の導入、産業連携の推進について配慮する旨規定。

#### 14. 就業の促進（第14条の2）

- ・離島地域における就業の促進を図るため、良好な雇用機会の拡充、実践的な職業能力の開発及び向上のための施策の充実について配慮する旨規定。

#### 15. 生活環境の整備（第14条の3）

- ・定住の促進に資するため、住宅及び水の確保、汚水及び廃棄物の処理その他の快適な生活環境の確保を図るための施策の充実について配慮する旨規定。

#### 16. 教育の充実（第15条）

- ・高校等が設置されていない離島に住む高校生が離島外へ通学する場合又は離島外に居して通学する場合に対する支援について配慮する旨規定。
- ・離島における教育の特殊事情に鑑み、離島の公立高校等に係る教職員の定員の決定について配慮する旨規定。なお、公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の附則にも同趣旨の規定を追加。

#### 17. 地域文化の振興（第16条）

- ・離島地域において伝承されてきた文化的所産の多様性を強調するとともに、その担い手の育成について配慮する旨規定。

#### 18. 観光の振興及び地域間交流の促進（第17条）

- ・離島と他の地域との間の交流の拡大について規定するとともに、離島地域における観光の振興について配慮する旨規定。

#### 19. 自然環境の保全及び再生（第17条の2）

- ・自然環境の保全及び再生に資するため、海岸漂着物の処理、外来生物及び伝染病の防除及び防疫その他の生態系の維持又は回復について配慮する旨規定。

#### 20. エネルギー対策の推進（第17条の3）

- ・再生可能エネルギーの利用の推進について配慮する旨規定。
- ・離島地域における石油製品の価格の低廉化その他のエネルギーに関する対策について配慮する旨規定。

#### 21. 防災対策の推進（第17条の4）

- ・災害防除及び災害時の孤立防止のため、国土保全施設・避難施設等の整備、住居の集団的移転の促進、防災教育・訓練の実施、被災者の救難・救助等を行う体制整備及び

関係行政機関の連携強化その他の防災対策の推進について配慮する旨規定。

#### **22. 離島特別区域制度の整備（第18条の2）**

- ・地域における創意工夫を生かした離島の振興を図るため、当該離島地域内に区域を限って規制の特例措置その他の特別措置を適用する制度の創設について総合的に検討を加え、必要な措置を講ずる旨規定。

#### **23. 税制上の措置等（第19条）**

- ・法の目的の達成に資するため、租税特別措置法等の定めるところにより、離島振興に必要な税制上の措置等を講ずる旨規定。

#### **24. 地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置の拡充（第20条）**

- ・地方税の課税免除又は不均一課税に対する減収補填の対象業種に情報サービス業等を追加。

#### **25. 国土審議会への報告（第21条の2）**

- ・毎年、離島の振興に関して講じた施策について、国土審議会に報告する旨規定。

#### **26. 期限の延長（附則第2項）**

- ・離島振興法の有効期限を平成35年3月31日まで10年間延長。

#### **27. 財源の確保に係る検討（改正法附則第4条）**

- ・離島の振興のための施策を実施するために必要な財源の確保について、その安定化を図る観点から検討が加えられ、その結果に基づいて、必要な措置を講ずる旨規定。

#### **28. 防災機能の強化を図るための財政上の措置等（改正法附則第5条）**

- ・離島振興計画に基づく海岸、道路、港湾、漁港等の整備に係る事業について、地方公共団体の財政負担の軽減を図りつつ、強力に推進する仕組みを整え、所要の財政上の措置等を講ずる旨規定。

#### **29. 特に重要な役割を担う離島の保全及び振興に関する検討（改正法附則第6条）**

- ・我が国の領域・排他的経済水域等の保全等我が国の安全並びに海洋資源の確保及び利用を図る上で特に重要な離島について、その保全及び振興に関する特別の措置について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨規定。